

鹿屋市かごしま移住就業支援金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市かごしま移住就業支援金交付要綱（令和元年鹿屋市告示第85号）の一部を次のように改正する。

第2条中「30万円」を「100万円」に改める。

第3条第1号ア(イ)中「3ヶ月」を「3か月」に改め、同条第2号ア(ア)中「鹿児島県内」を「県内」に改め、同号ア(エ)中「イの求人への応募日」を「(ア)の求人に対する応募の日」に改め、「イの求人が」を削る。

第5条の見出しを「(交付決定及び額の確定)」に改め、同条第1項中「前条に規定する」を「前条の」に、「あったとき」を「あった場合」に、「を決定し」を「の決定及び額の確定を行い」に、「鹿屋市移住支援金交付決定通知書」を「鹿屋市移住支援金交付決定及び交付確定通知書」に改め、同条第2項中「前項の規定による」を「市長は、前項の」に、「の交付を不相当と認める」を「を交付しないことが適当であると認めた」に改め、「同様に」を削る。

第6条中「前条の規定により交付決定を受けた申請者」を「市長は、前条第1項の通知を受けた者」に改める。

第7条を次のように改める。

(交付決定通知書の再発行)

第7条 交付決定者は、紛失等の理由により交付決定通知書の再発行を必要とするときは、鹿屋市移住支援金交付決定及び交付確定通知書再発行申請書（別記第5号様式）に本人確認書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、交付決定通知書を再発行することが適当であると認めたときは、第5条第1項の規定により当該交付決定者に対して通知した交付決定通知書を再発行するものとする。この場合において、当該交付決定通知書の標題右余白に「再発行」と赤字で記載するものとする。

第9条第2号中「以内」の次に「の間」を加える。

別記第1号様式中「鹿児島県及び鹿屋市が定める個人情報保護条例等」を「個人情報の保護に関する法律」に改める。

別記第4号様式及び別記第5号様式を次のように改める。

第4号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市移住支援金交付決定及び交付確定通知書

年 月 日付で交付申請のあった鹿屋市移住支援金については、下記のとおり交付を決定し、交付額は交付決定額と同額に確定したので、鹿屋市かごしま移住就業支援金交付要綱第5条第1項の規定により通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付確定額 円

3 交付決定に付した条件

(1) 鹿屋市かごしま移住就業支援金交付要綱第9条の規定により、次のアからオまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからオまでに定める額の移住支援金の返還を請求します。

ア 虚偽の内容を申請したことが判明した場合 全額

イ 申請日から3年未満の間に本市から転出した場合 全額

ウ 申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合 全額

エ かごしま移住就業・起業支援事業実施要領に基づく起業支援金の交付決定が取り消された場合 全額

オ 申請日から3年以上5年以内の間に本市から転出した場合 半額

(2) 本事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行う場合があります。報告及び立入調査に応じない場合は、虚偽の内容を申請したものと推定し、前号に定める返還請求を行う場合があります。

(3) フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について

ア この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。

イ 移住支援金の返還を請求された場合は、フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。

ウ 移住支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、鹿屋市移住支援金の交付決定の日から5年以内に、取扱金融機関への申込みが必要となります。

(4) 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

ア この通知書は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。

イ 移住支援金の返還を請求された場合は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

第5号様式（第7条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者

住 所

氏 名

鹿屋市移住支援金交付決定及び交付確定通知書再発行申請書

鹿屋市移住支援金交付決定及び交付確定通知書を紛失等したので、鹿屋市移住支援金交付決定及び交付確定通知書を再発行してくださるよう申請します。

記

再発行申請の理由

- 紛失したため
- 破損したため
- 汚損したため
- その他（ ）

注 申請者の本人確認書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、パスポート等）の写しを添付してください。

別記第6号様式を削る。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の鹿屋市かごしま移住就業支援金交付要綱第7条の規定は、この要綱の施行の日以後に通知した鹿屋市移住支援金交付決定及び交付確定通知書の再発行について適用し、同日前に通知した鹿屋市移住支援金交付決定通知書の再交付については、なお従前の例による。